

## 1.1. 事業用自動車の重大事故発生状況

### (1) 事業用自動車の重大事故件数の推移

(青森県)

| 業態 \ 年 | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
|--------|----|----|----|----|----|
| バス     | 13 | 10 | 12 | 20 | 10 |
| ハイ・タク  | 4  | 3  | 3  | 2  | 2  |
| トラック   | 29 | 27 | 28 | 30 | 18 |
| 計      | 46 | 40 | 43 | 52 | 30 |

(注) 重大事故とは、次の各号に該当する事故をいう。

1. 自動車が転覆、転落、火災又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したものを。
2. 10台以上の自動車の衝突または接触を生じたものを。
3. 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた場合）を生じたものを。
4. 10人以上の負傷者を生じたものを。
5. 危険物、毒物、可燃物等、積載されたものの全部又は一部が飛散し、又は漏えいしたものを。
6. 自動車の積載されたコンテナが落下したものを。
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により旅客に傷害が生じたもの。  
(11日以上医師の治療を要する傷害を受けた者)
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うものを。
9. 運転者の疾病により、自動車の運転を継続することができなくなったものを。
10. 救護義務違反があったものを。
11. 自動車の装置（道路運送車両法第41条各号の装置「原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、車枠及び車体」等）の故障により、自動車が運行できなくなったものを。
12. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたものを。
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたものを。
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたものを。
15. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したものを。